

内閣参質九一第二七号

昭和五十五年五月二十三日

内閣總理大臣 大平正芳

参議院議長 安井謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩戦當時六歳未満であつた戦傷病者に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出沖繩戦當時六歳未満であつた戦傷病者に関する質問に

対する答弁書

一及び二について

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用については、申請に基づき、個別の事案につき十分に調査し、遗漏のないようを行うべきことは当然であり、いつせいにいわゆる実態調査を行うことは、考えていない。